



www.alpajapan.org

日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

Date 2004. 11.22

No. 2 8 - 1 1

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4

フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

IFALPA AAC in Singapore

2004年10月1日～3日、IFALPA AAC(Accident Analysis Committee) Meeting が Singapore で開催され、ALPA Japan からは館野 AA 委員長が参加しました。

Committee Meeting に先立ち、9月30日にはIFALPA Safety Seminar が開催され、世界で最もHOTな問題であるCLOP(パイロットの刑事責任)に関する講演がIFALPA PO(本部役員)であるPaul McCarthy氏により行なわれました。その中でMcCarthy氏は日本で行なわれた日航706便事故の機長、日航907便事故の管制官に対する刑事裁判にも言及し、事故原因の技術調査と刑事捜査の分離の重要性について、ICAO(国際民間航空条約機構)の趣旨に反する「事故調査報告書の裁判での証拠採用」はあってはならないと強く訴えました。Seminar ではその他Airbus、BOEINGから各社の事故調査、防止活動の紹介、A380、B7E7等の進捗状況、New York-Singapore 直行便で使用しているA340の装備の説明などがありました。

翌10月1日からのAACでは、6月に米国Seattleで開催された委員会から余り時間が経過していない為、主に各国の事故事例のreviewを行ない、日本からは日航706便事故、日航907便事故刑事裁判に関するPresentationを行ないました。各国からの関心は相変わらず高く、今回はChina(中華人民共和国)がIFALPAの承認を受けた上で、日本のpresentationのみobserve参加しました。Chinaのobserverは現役の機長で、弁護士の資格を取得する上で参考にしたいとのことでした。なお中国では事故乗員に対して資格停止や民事上の処分を問う事はあるものの、刑事責任を追及する考えは余り無いようです。他のAsia地区におけるCLOPの状況については、プサンのB767 CFIT事故に関して韓国政府はいち早くICAOの条約に沿って乗員を解放する事を表明し、また香港国際空港で発生したMD-11の着陸横転事故に関しても香港の事故調査委員会は、事故当日及び翌日の事情聴取終了後、即日当該乗員を解放し本国へ帰国させています。警察の動きも無く、香港の社会からも刑事責任追及の声は上がらなかったそうです。Asia各国が国際標準に真摯に取り組む中、日本の状況は際立った存在となっていました。

次回のAACは、17-19 May 2005, Oestrich-Winkel, near Frankfurt in Germany です。

